

技術提案書提出者を選定するための評価基準

技術提案書提出者を選定するための評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは下表のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
参加表明者の経験及び能力	経験・実績	(様式第2-4) 平成26年度以降に完了した6(2)③に示す業務(再委託によるものは含まない)の実績を下記の順位で評価する。 ①介護老人福祉施設を含め、実績が3件以上ある。 ②実績が3件以上ある。 ③実績が2件ある。 ④実績が1件ある。 なお、上記業務の実績がない場合は選定しない。	①10点 ②5点 ③3点 ④0点
		(様式第2-5) 参加表明書提出期限日時点の配置予定管理技術者の資格を下記の順位で評価する。 ①一級建築士の免許の登録後、15年以上の実務経験がある。 ②一級建築士の免許の登録後、10年以上の実務経験がある。 ③一級建築士の免許の登録後、5年以上の実務経験がある。 ④一級建築士の免許の登録のみ。 なお、一級建築士の資格を有すると認められない場合は、選定しない。	①10点 ②7点 ③4点 ④0点
		(様式第2-5) 平成26年度以降に完了した6(3)②に示す業務(再委託によるものは含まない)の実績を下記の順位で評価する。 ①介護老人福祉施設を含め、実績が3件以上ある。 ②実績が3件以上ある。 ③実績が2件ある。 ④実績が1件ある。 なお、上記業務の実績がない場合は選定しない。業務の実績については、管理技術者としてのものでなくてもよいが、業務の従事期間が履行期間の過半に達しない場合は評価しない。 なお、上記業務の実績がない場合は選定しない。	①10点 ②5点 ③3点 ④0点
配置予定管理技術者の資格及び経験等	業務遂行能力		
	地域精通度	(様式第2-5) 平成26年度以降に完了した公的機関 ^{*1} が発注した建築物(用途は問わない。)に係る基本計画又は建築設計の実績を下記の順位で評価する。ただし、業務の従事期間が履行期間の過半に達しない場合は評価しない。 ①双葉郡 ^{*2} 内において業務を行った実績がある。 ②双葉郡内を除く福島浜通り地域等 ^{*3} において業務を行った実績がある。 ③上記に該当しない。	①5点 ②3点 ③0点

業務実施体制	<p>(様式第2-6)</p> <p>以下の場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる部分が再委託予定となっている。 ・業務体制が不明確又は不自然な内容である。 	数値化しない
評価点 合計		35点

※1 公的機関とは国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団法人及び公立大学法人等とする。

※2 双葉郡とは広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村とする。

※3 双葉郡内を除く福島浜通り地域等とは田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村、いわき市、相馬市及び新地町とする。